

各業種の登録手続きに必要な書類

登録の申請にあつては、次の申請書及び添付書類の提出が必要です。なお、それ以外にも、状況に応じて添付が必要な書類があります。

- 登録申請書 (様式第1号)
- 設備・機器名簿 (様式第2号)
- 監督者等名簿 (様式第3号)
- 研修実施状況(計画)(様式第4号)
 - ※ 建築物空気環境測定業、建築物飲料水水質検査業を除く
 - ※ 新規登録の場合は過去1年分の実施状況及び翌年の予定の提出
 - ※ 継続して登録する場合は過去6年分の実施状況及び翌年の予定の提出
- 作業実施方法等 (様式第5-1号、第5-2号)
- 営業所の見取図等 (様式第6-1号)
 - ※ 建築物飲料水水質検査業の場合、検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置図
- 保管庫の状態 (様式第6-2号)
 - ※ 建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業のみ

【その他添付書類】

- 浮遊粉じん計の較正を行っていることを証する書面の写し
 - ※ 建築物空気環境測定業、建築物環境衛生総合管理業のみ
 - ※ 新規登録の場合は申請日の1年以内の較正の記録
 - ※ 継続して登録する場合は過去6年分の較正の記録(毎年分)
- 登録営業所に付随する主要な保管場所以外に機械器具等を備えているときは、それらの写真
- 監督者等が有資格者であることを証する書類(監督者講習会修了証書の写し等)※
- 過去の研修の実施状況については、次の書類

登録団体の指導により行う従事者研修制度を利用して従事者研修を実施した場合	登録団体により発行された証明書の写し
登録団体が実施する従事者研修に従業員を全員参加させた場合	研修の証明書又は研修出席者全員の修了証書の写し
登録団体によらず、自社研修を実施した場合	研修内容等を記載(様式第4号) 研修で使用したテキストの表紙の写し又は資料を添付 ※ 研修の指導者については、研修を実施した時点での資格を確認できる書類(監督者講習会修了証書の写し等)を添付

- 作業報告書又は作業仕様書等の様式
- 公益法人、事業協同組合等の申請には、定款又は寄付行為の写し
- 法人の申請の場合、登記事項証明書の写し

※ 水質検査実施者については次のいずれかの書類

資格の種類	提出する書類
学校教育法に基づく大学等※ ¹ において理学等の課程※ ² を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書(写しでも可)
衛生検査技師※ ³ 又は臨床検査技師であつて、1年以上の実務経験を有する者	衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書(写しでも可)
学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校において生物学または工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書(写しでも可)
上記と同等以上の知識、技能を有すると認められる者	
・技術士(衛生工学部門又は水道部門に限る)※ ⁴	技術師登録証の写し
・学校教育法に基づく大学、短期大学または高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書(写しでも可)

※¹ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校

※² 理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学もしくは獣医学の課程又はこれに相当する課程

※³ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)附則第3条第1項に規定する者

※⁴ 技術士法第2条に規定する技術